

(自動車の構造)

1. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
 - (1) 長さ、幅及び高さ
 - (2) 最低地上高
 - (3) 車両総重量（車両重量、【最大積載量】及び【55】kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう）

(自動車の装置)

2. 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める【保安】上又は【公害】防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(用語の定義)

3. 用語の定義において「【空車状態】」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。
4. 「【審査時車両状態】」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。

(不適切な補修等)

5. 自動車の直前及び側方の視界を確保するための鏡が、粘着テープ（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く）で取付けてあったが、当該鏡を手指で揺すっても取付部にはがたが出なかったため、保安基準【不適合】と判断した。
6. 緊急自動車以外の普通乗用自動車について、緊急自動車の警光灯が備え付けられていたが、当該警光灯がカバーで覆われていたため、保安基準【不適合】と判断した。

(長さ、幅及び高さ)

7. 外開き式の窓及び換気装置は、開放した状態において、その自動車の最外側から【250】mm以上、その自動車の高さから【300】mm以上突出してはならない。

(最低地上高)

8. 自動車の最低地上高は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、自動車の【接地部】以外の部分は、安全な運行を確保できるものとして、地面との間に告示で定める間げきを有しななければならない。

(軸重)

9. 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が【1.8】m未満である場合にあっては【18】t（その軸距が1.3m以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合にあっては、19t）、【1.8】m以上である場合にあっては【20】tを超えてはならない。

(安定性)

10. 自動車の安定性に関し、空車状態及び積車状態における【かじ取】車輪の接地部にかかる荷重の総和は、それぞれ車両重量及び車両総重量の【20】%（三輪自動車にあっては18%）以上であること。

(最小回転半径)

11. 自動車の最小回転半径は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、最外側のわだちについて【12】m以下でなければならない。

(速度抑制装置)

12. 次の自動車（最高速度が90km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。

(1) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が【8】t以上又は最大積載量が【5】t以上のもの

(空気入ゴムタイヤ)

13. 自動車の空気入ゴムタイヤについて、接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅のいずれの部分においても【1.6】mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【0.8】mm）以上の深さを有すること。

(施錠装置)

14. 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、【かじ取装置】又は制動装置には、施錠装置を備えなければならない。

(制動装置)

15. 自動車の制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて計測した制動力が、次に掲げる基準に適合しなければならない。

項目		制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が【4.90】N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを【3.92】N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が【0.98】N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が【0.78】N/kg以下であること。
駐車ブレーキ		制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が【1.96】N/kg以上であること。

16. 自動車の制動力を測定する際、審査時車両状態における自動車の前軸重は、空車状態における前軸重に【55】kgを加えた値とする。また、自動車の後軸重は、空車状態における【後軸重】の値とする。

(緩衝装置)

17. 自動車には、ばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、【大型特殊】自動車、車両総重量【2】t未満の被牽引自動車及び最高速度【20km/h】未満の自動車（爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車を除く）にあつては、これを省略することができる。

(高圧ガスの燃料装置)

18. 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ◎液化石油ガスの【ガス容器】及び導管は、【取外して】ガスの充填を行うものではないこと。
- ◎高圧ガスを燃料とする自動車のガス容器は、【車体外】に取付けられるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、【車体外】と通気が【十分】な場所に取付けられていること。
- ◎排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な【防熱装置】が施されていること。

- ◎アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにおいては、燃料装置中のガスと接触する部分に【銅】製品を使用していないこと。
- ◎高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、【主止弁】を運転者の操作しやすい箇所に備え、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。
- ◎【液化石油ガス】以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、【最初】の減圧弁の【入口】圧力を指示する圧力計を備えること。
- ◎圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、【低圧側】の圧力の著しい【上昇】を有効に防止することができる安全装置を備えること。ただし、最終の減圧弁の【低圧側】が大気開放されているものにおいては、この限りではない。
- ◎高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置における安全装置は、【車室内】にガスを噴出しないように取付けられたものでなければならない。

（LPガス自動車の燃料装置）

19. 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ◎LPガス容器には、LPガスの充填期限を胴部の見やすい箇所に【赤色】で明示するように定められている。
 - ◎LPガス自動車燃料装置点検整備・検査記録簿は、その記載の日から【1】年間（LPガス自動車に改造した場合は2年間）保存すること。
 - ◎LPガスのガス容器は、高圧ガス保安法により【6】年毎に容器の再検査をするように定められている。

（CNG自動車の燃料装置）

20. 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ◎CNG（圧縮天然ガス）自動車燃料装置の配管及び装置の交換、脱着を行う場合は、全てのガス容器元弁を閉じて、必ずエンジンが止まるまでガス配管内の圧縮天然ガスを【燃焼】させて抜いたあとに作業にとりかかること。なお、配管継手を緩めながら脱圧する方法で行ってはならない。
 - ◎事業用のCNG自動車の燃料装置の定期点検では、【3】月ごとに導管、継手部のガス漏れ及び損傷がないかを点検することとなっている。
 - ◎CNGを燃料とする事業用自動車における燃料装置の定期点検では、【12】月ごとにガス容器取付部の緩みと損傷の点検を行うよう定められている。
 - ◎CNG自動車燃料装置点検整備・検査記録簿は、その記載の日から【1】年間（CNG自動車に改造した場合は3年間）保存すること。

（車枠及び車体）

21. 乗用自動車（乗用自動車）が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【30】°及び後方【50】°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出してはならない。
22. 自動車（ボール・トレーラを除く）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の【2分の1】（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車においては【3分の2】、その他の自動車のうち【小型自動車】においては20分の11）以下でなければならない。

(車体表示)

23. タンク自動車の車体の後面には、最大積載量、最大積載容積及び【積載物品名】を表示しなければならない。

(突入防止装置)

24. 令和元年8月31日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く）及び牽引自動車を除く）に備える突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側【100】mmまでの間にあるよう取付けられていること。

(運転者席)

25. 貨物自動車の運転者席にあっては、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するものであること。この場合において、最大積載量が【500】kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。

(座席ベルト非装着時警報装置)

26. 令和2年8月31日以前に制作された、専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員【10】人未満の自動車には座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

(非常口)

27. 幼児専用車及び乗車定員【30】人以上の自動車（緊急自動車を除く）には、非常時に容易に脱出できる非常口を設けなければならない。

(物品積載装置)

28. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる荷台が傾斜する普通貨物自動車について、最大積載量に対する荷台容積の容積比（ベッセル比）を確認したところ、最大積載量3,000kg、当該荷台の容積が2.08m³であったため、保安基準【適合】と判断した。

(窓ガラスの貼付物等)

29. 側面ガラスに貼付された、自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識は、標識の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から【100】mm以下、かつ標識の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から【125】mm以内となるように貼付されていなければならない。

30. 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の【20】%以内は、「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」以外の範囲とする。

(近接排気騒音の測定方法)

31. 音量計を用いて近接排気騒音を測定する場合、周波数補正回路は【A】特性にする。

32. 乗車定員5人の普通乗用自動車（車両の前部に原動機を有する平成10年騒音規制車）の近接排気騒音を測定した結果、96.9dBと96.3dBであったため、保安基準に【適合】と判断した。

(CO・HC規制)

33. ガソリンを燃料とする4サイクルの原動機を備えた普通乗用自動車のアイドリング時の排出ガスの濃度は、一酸化炭素（CO）が【1.0】%以下、炭化水素（HC）が【300】ppm以下であること。

34. ガソリンを燃料とする4サイクルの原動機を備えた軽乗用自動車のアイドリング時の排出ガスの濃度は、一酸化炭素（CO）が【2.0】%以下、炭化水素（HC）が【500】ppm以下であること。

35. ガソリンを燃料とする4サイクルの原動機を備えた小型二輪自動車のアイドリング時の排出ガス濃度は、一酸化炭素 (CO) が【3.0】%以下、炭化水素 (HC) が【1,000】ppm以下であること。

(光吸収係数の測定方法)

36. 軽油車 (LDA-) の自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」の記載がなかった場合、黒煙汚染度について、黒煙測定器を用いて測定することが【できない】。

37. 軽油車 (LDA-) の光吸収係数をオパシメータで測定したところ、1回目の測定値が閾値の【0.40】 m^{-1} を超えていたため、2回目の測定を行ったところ測定値が【0.40】 m^{-1} 以下となった場合、当該2回目の測定値を当該自動車の光吸収係数とする。

(排気管)

38. 排気管の開口部について、発散する排気ガス等により自動車登録番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していなかったが、排気管が車両中心線を含む鉛直面に対して右向きに90°の傾きを有して開口していたことから、保安基準【適合】とした。

(走行用前照灯)

39. 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車は除く) の走行用前照灯の数は、【2個又は4個】であること。

(すれ違い用前照灯)

40. 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車は除く) に備えるすれ違い用前照灯の数は、【2個】であること。

41. カットオフラインを有するすれ違い用前照灯で、当該照明部の中心の高さが1000mm以下の場合、エルボー点の位置は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【20】mm及び下方【150】mmの直線 (当該照明部の中心の高さが1000mm超の場合は、下方【70】mm及び下方【200】mm) と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【270】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。

(車幅灯)

42. 車幅灯の灯光の色は、【白色】であること。ただし、【方向指示器】、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、【橙色】であってもよい。

(前部反射器)

43. 被牽引自動車の前面に備える前部反射器による反射光の色は【白色】であること。

(側方灯・側方反射器)

44. 次に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

◎長さが【6】mを超える普通自動車 ◎ポール・トレーラ

◎長さ【6】m以下の普通自動車である牽引自動車

◎長さ【6】m以下の普通自動車である被牽引自動車

(番号灯)

45. 自動車に備える番号灯は、夜間後方【20】mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。

(尾灯)

46. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上【2,100】mm以下、下縁の高さが地上【350】mm以上となるように取付けられていること。

(後部霧灯)

47. 後部霧灯は、【前照灯】又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、【前照灯】又は前部霧灯のいずれかが点灯している場合においても消灯できる構造であること。

(後部反射器)

48. 後部反射器は、夜間にその後方【150】mの距離から走行用前照灯（その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

(後退灯)

49. 長さが【6】mを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る）に備える後退灯の数は、【2】個、【3】個又は4個であること。

50. 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上【1,200】mm以下、下縁の高さが【250】mm以上となるように取付けられなければならない。

(方向指示器)

51. 方向指示器は、毎分【60】回以上【120】回以下の一定の周期で点滅するものであること。

(その他の灯火等の制限)

52. 自動車には、次（略）に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上【2,500】mm以下のもの又は灯光の色が【赤色】である灯火を備えてはならない。

(警音器)

53. 警音器の音の大きさは、自動車の前方7mの位置において【112】dB以下【87】dB以上であること。

(速度計)

54. 最高速度が40km/h以上の自動車において、自動車の速度計が40km/hを指示した時の速度計試験機の計測値が次の基準に適合するものであること。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が【31.0】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、計測した速度が29.1km/h以上42.5km/h以下の範囲

(内圧容器)

55. 自動車に備える内圧容器の圧力計について、圧縮ガスにより作動する装置の【最低】有効作動圧力を目盛に表示したものであること。

(緊急自動車)

56. 緊急自動車の警光灯は、前方【300】mの距離から点灯を確認できる【赤色】のものであること。